



# News Letter

平成28年11月20日  
発行  
第24号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）  
高橋 勉

### 職場を乱す職員への対応方法（3）

たった一人の問題職員が、職場の士気を下げ不健全な職場に変えてしまう。そのようなことにならない為の方策の連載の3回目です。

今回は口頭での注意指導について触れましたが、その回数は事例によります。比較的重い問題なら次は直ぐに文書による指導にして良いとは思いますが、さほど重大でない場合はあと1、2回の口頭注意をします（記録は残す）。それでも改善しない場合に、文書による注意改善指導となります。

その場合の文書表題は「注意改善指導書」「嚴重注意書」「改善命令」等があります。

文書内容に決まりはありませんが、問題職員氏名と文書を発する担当者の職名、氏名、日付は必須です。そして、これまでの問題行動と口頭注意しても改善しなかった事実を記載し、改善を促す文言と、場合により反省文や始末書の提出を求める内容を記載します。正副2枚作り、2枚目には受領した証明となる署名欄を付け、文書を手渡した証拠記録とします。

これらは、懲戒行為となります。各事業所の懲戒規定の内容と食い違いが起きないように実施します。就業規則が懲戒行為を行う根拠となっているからです。

重要なことは、「決して職場内での問題行動は許されないのだ」と毅然とした姿勢を示すことです。その職員が嫌いだからではなく、将来を思いやっているからこそ真摯に対応するべきです。

いつかはお役に立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）  
秋元 譲

### Q. 医師国保とはどんな制度ですか？

A. 国民健康保険は基本的に市町村の運営する制度ですが、国民健康保険組合（以下国保組合）という業界で作った組合の運営する制度もあり、医師国保とは医療機関の入ることができる国保組合です。

茨城県にも医師国保があり、社会保険の強制適用事業所でない個人事業の医療機関等が入ることができます。市町村国保に比べ、同じ所得でも一般的に保険料負担が軽く、市町村国保にはない傷病手当金等の給付（他県の医師国保には傷病手当金がないところもあります）がある等給付も手厚いものです。更に、医療法人化等した時にはそのまま継続し、社会保険に加入したときに健康保険のみ適用除外として、医師国保に加入する事ができます。

ただし、健康保険の適用除外申請については、通達で定める場合以外は入職から14日以内に行わないと受けられず社会保険となってしまいますのでご注意ください。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/> E-mail : [iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp](mailto:iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp)